



憲法のつどい
—私たちの暮らし
と憲法—

令和7年度「憲法のつどい」 模擬裁判（新潟大学法学部上村ゼミ）

於：新潟市立横越中学校 | 令和7年12月2日

夫婦別姓訴訟

——結婚するとき、どちらかの名字を選ばなければならないのはどうして？——

【論点】

民法750条は、憲法13条、24条に違反するか。

☞憲法は、氏名権（13条）と婚姻の自由（24条）を保障しています。民法750条は、婚姻するときにかの氏のどちらかを選ばなければならないと定めています。結婚とるときに、どちらかの名字を選択させることは、憲法が保障している氏名権や婚姻の自由に対する違反になるでしょうか。



【条文】

○日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第24条 ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○民法

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。



【判断のポイント】

☞原告と被告は、それぞれ、個別の論点についてどのように主張しているでしょうか。今回の裁判で問題となる論点は、下記の点です。

論点① 氏名権に対する侵害

論点② 侵害の内容

論点③ 氏名権・婚姻の自由に対する侵害にあたるか

論点④-1 正当化審査：目的の重要性+手段の合理性

論点④-2 手段の必要性



【違憲立法審査権（法令審査権）】

法令等が、憲法に違反していないかどうかを審査する裁判所の権限

Cf.刑法200条は、憲法14条に違反しないか、民法733条は、憲法14条に違反しないか。

